

福島県知事

内堀 雅雄 様

令和5年台風第13号
災害に関する緊急要望書

令和5年9月15日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

令和5年台風第13号の大雨により、市内では複数箇所での河川の氾濫及び多くの住家・店舗等が床下、床上浸水となるなど、大規模な被害が発生しました。

この大規模な被害は、災害救助法の指定を受け、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全が図られます。

一方で、本市では、令和に入ってから令和元年台風第19号、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震及び令和5年台風第13号に見舞われるなど、4回の災害救助法の適用及び1回の激甚災害の指定を受けており、被災者の支援及びハード・ソフト両面での対策が急務であることから、下記事項について、要望いたします。

記

1 河川復旧及び改良復旧等に関する事

- (1) 笹部川は、今回、河川氾濫により流域全体に避難指示を発令した。近年の異常気象の影響により、氾濫した川の水が住宅地へ流入し、市街地の内水氾濫が頻発化している。このことから、現在進められている河川改修を促進するとともに、上流区間を早期に事業化すること。
- (2) 小高川は、今回、市街地において堤防高付近まで水位が上昇したため、流域全体に避難指示を発令した。氾濫等が発生した場合、市街地の大部分が浸水するなど、甚大な被害が想定されることから、堤防の嵩上げ対策を実施すること。
- (3) その他、被災河川（小高川、前川など）の応急対策及び早期復旧を実施すること。また、越水箇所（笹部川、境堀川、宮田川、武須川など）の堤防嵩上げ対策を実施すること。
- (4) 河川水位計の増設、河川内に堆積した土砂等の早期撤去及び河川内に繁茂している竹林等を伐採すること。
- (5) 水門閉門時における内水面被害の軽減のため、河川水門の維持管理を徹底すること。

2 道路復旧等に関する事

- (1) 被災道路の早期復旧及び再発予防措置を実施すること。
- (2) 冠水又は土砂崩れ等で通行不能になった際には、速やかに通行止め等の規制を実施すること。
- (3) 災害時を想定し冠水区域の注意喚起看板等を設置すること。

3 冠水・罹災した世帯への支援に関する事

準半壊未満の床下浸水等小規模被災世帯については、災害救助法の対象とならず、生活再建に向けた支援が乏しいため、県独自の支援を行うこと。

4 被災事業者に対する財政支援に関する事

大雨により被災した中小企業・小規模事業者に対して、施設・設備の復旧及び売上回復等に寄与する、小規模災害に対応し被災事業者に寄り添った財政支援を行うこと。

5 被災者生活再建支援制度に関する事

被災者生活再建支援法の対象とならず、生活再建に向けた支援が乏しい、準半壊以上の床上浸水世帯等について、県独自の支援を行うこと。

6 災害復旧事業に対する財政支援等に関する事

- (1) 災害復旧事業における査定設計及び実施設計については、国庫補助等の対象ではあるものの被害が甚大であることから、自治体の実情を踏まえ、更なる財政支援の強化を国に要望すること。
- (2) 小規模の被災箇所が多数あることから、公共土木施設災害復旧事業及び農林水産業施設災害復旧事業に該当しない小規模災害に関する財政支援を行うこと。

以上